「『新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

「新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

通達において定める新型コロナウイルス感染症の意義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴い、新型コロナ税特法第２条に規定する「新型コロナウイルス感染症」へ改正することとする。